

# 平成28年第9回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成28年12月28日（水曜日）

## 議事日程（第1号）

平成28年12月28日（水）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第169号の再議の件
- 第 4 （総務常任委員会付託案件）  
議案第169号の再議の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（22名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君	
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
11番	大	森	幸	平	君	12番	高	野	庄	嗣	君
13番	中	川	直	美	君	14番	中	川	隆	一	君
15番	中	村	良	夫	君	16番	佐	藤		孝	君
17番	猪	股	文	彦	君	18番	近	藤	和	義	君
19番	祝		優	雄	君	20番	竹	内	道	廣	君
21番	金	田	淳	一	君	22番	岩	崎	隆	寿	君

欠席議員（なし）

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三	浦	基	裕	君	副市長	藤	木	則	夫	君
副市長	伊	藤		光	君	総合政策監	池	町		円	君
総務課長 選挙管理委員会 兼事務局長	渡	邊	裕	次	君	総合政策長 課	渡	辺	竜	五	君
財務課長	池	野	良	夫	君	建設課長	清	水	正	人	君

危機管理  
主任

中原 岳史 君

庁舎整備  
主任

猪股 雄司 君

---

事務局職員出席者

事務局長

村川 一博 君

事務局次長

本間 智子 君

議事調査  
係長

太田 一人 君

議事調査係

杉山 雅浩 君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（岩崎隆寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第9回佐渡市議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
- 

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今臨時会の会議録署名議員は、19番、祝優雄君及び21番、金田淳一君を指名いたします。
- 

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

- 議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。12月26日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議をいたしましたので、ご報告いたします。

会期につきましては、本日1日といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。この後、市長から議案第169号を再議に付する理由の説明、質疑、委員会付託を行い、本会議を休憩し、常任委員会の審査を行います。常任委員会の審査が終了次第、当該報告書を配付、議案に対する討論の受け付けの後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開します。本会議再開後は、委員長の報告、討論、採決を行います。

ここで、本件の採決について申し上げます。本件の採決は、地方自治法第176条の規定に基づき、12月22日の議決のとおり決することについて採決をいたします。12月22日の議決のとおり決するには、出席議員の3分の2以上の賛成を必要とし、議長も表決権がありますので、その旨ご了解願います。

以上であります。

- 議長（岩崎隆寿君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

---

#### 日程第3 議案第169号の再議の件

○議長（岩崎隆寿君） 日程第3、議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定についての再議の件を議題といたします。

市長から12月22日の本会議において議決いたしました議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定について、地方自治法第176条第1項の規定により再議に付する旨の文書が12月25日に提出されました。

市長から再議に付する理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） よろしく申し上げます。

議案第169号の再議の理由は次のとおりでございます。佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例は、住民投票によって合併特例債を財源とする本庁舎建設について住民の意思を確認するものです。条例第3条では、住民投票は選択肢を設けて行う旨の規定となっており、合併特例債を財源とする本庁舎建設に賛成、または反対をもって市民の意思を確認するものとしています。しかしながら、本庁舎建設の実施設計期間及び建設工事期間を想定すると、現時点において合併特例債期限内での本庁舎建設は不可能と判断されることから再議に付すものでございます。議員各位におかれましては、本条例案について厳正なるご審議とご判断をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定についての再議の件についての質疑を許します。

ここで申し上げます。再議における審議は、長の異議のある部分に限るとされております。すなわち、本件における長の異議がある部分は、合併特例債期限内での本庁舎建設は不可能と判断されるという部分となりますので、その範囲内で質疑されるようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第169号の再議の件についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第169号の再議の件については、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここで、休憩します。

午前10時06分 休憩

---

午後 2時00分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第4 （総務常任委員会付託案件）

議案第169号の再議の件

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、これより総務常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。  
本案について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、山田伸之君。

〔総務常任委員長 山田伸之君登壇〕

○総務常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定について。本案は、地方自治法の規定に基づき行われた本庁舎建設に関する住民投票条例の制定を求める直接請求により議会に付議され、平成28年12月22日の本会議において賛成多数で原案のとおり可決されたものであります。その後、この議会の議決に異議があるとして地方自治法の規定に基づき市長が再議に付したものであります。審査の結果、賛成多数でさきの議決のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定についての再議の件について討論に入ります。

中川隆一君の反対討論を許します。

中川隆一君。

〔14番 中川隆一君登壇〕

○14番（中川隆一君） 議案第169号に対する反対討論をいたします。

今回の議案は、12月定例会において12対8で可決をされた案件であります。今回市長は合併特例債の期限、平成31年3月31日までに事業完了できないとの理由で議会に対し、再議に付しました。午前中の委員会連合審査において、住民投票条例の提出者から参考人としておいでいただき、合併特例債期限に間に合う根拠についてご説明をいただきました。しかし、その内容は、17カ月で施工できると言った業者が3社いて、しかも2社は島外の業者でありました。17カ月で施工できる根拠は、業者がそのように言ったからということと、その業者なら施工に係る人足を幾らでも用意できるからというものでありました。これは、全くの机上の空論であります。できることを前提に逆算をすれば、社会情勢や島内情勢を全く加味していないこととなります。計画どおりに資材が入り、型枠工や鉄筋工が必要なときに必要な分だけ、極端に言うと必要以上に用意できるのであればそれも可能かもしれません。しかし、佐渡市の現状は、今後両津支所、新穂行政サービスセンター、小木行政サービスセンター等の建てかえも控えており、島内の職人が不足することは誰の目にも明らかだと思います。

それでは、島外から協力業者や職人、人足を呼んできてまで施工しなければならないのでしょうか。そんなことは絶対にありません。この財政逼迫する今、島内の建設業者が仕事薄で瀕死の状態の中、わざわざ島外の人間に仕事を与えるのですか。自分の家の家計が苦しいときに隣人にお金を貸しますか。そんなことは絶対にありません。

しかも、執行部の説明は、島内業者2社に照会したところ、最短でも20カ月必要とのことでした。過去の実績を確認しても、庁舎よりも簡素な学校舎3,000平米の建築に18カ月かかっています。ましてや倍

の6,000平米の建築に17カ月はかなり無理があると言えるでしょう。佐渡市のこれまでの大型建築事業が工期内に完了したことは、皆無と言っても過言ではありません。佐渡市の設定している工期をもってしても工期内完了は困難であり、ほとんどが工期延長しているのが現状であります。佐渡市は、過去にサンテラ佐渡スーパーアリーナ建設において決してあってはならない死亡事故を起こしております。厳しい工期に追い立てられて同じような状況をつくるべきでは絶対にありません。公共事業は、その地区の実情を加味した工期で業者がきっちり利益を上げられるようであればなりません。そして、その結果よい成果品ができるわけであります。無理な工期を業者に押しつけては絶対になりません。普通の事業であれば工期延長で済みますが、今回は異なります。平成31年3月31日に完工しなければ合併特例債の対象から外れ、全て佐渡市の一般財源から費用を捻出しなければなりません。そうなったとき誰が責任を持つのでしょうか。施工業者は遅延金を払うだけで、あとは佐渡市の一般財源、いわゆる市民の皆さんからの税金から支払うことになります。机上では17カ月で可能かもしれませんが、誰がそのリスクを負うのでしょうか。事業業者に負わせるべきでもないし、佐渡市が負うべきでもありません。

そもそも島内指名業者1社しか施工できないような工期を工期と呼べるのでしょうか。私は、入札に参加している島内指名業者全てがきちんと施工できる期間でなければ工期ではないと思います。このような状態で指名競争入札を行っても、1社しか施工できないのであれば当然ほかの業者は辞退をすることでしょう。そうなれば入札は不調に終わります。もちろんそのときは財務規則上その1社と随意契約を行うこととなりますが、1社しか施工可能でないとわかっていながら入札を行ったとすれば、官製談合や便宜供与ととられてもしょうがないし、そのような入札はするべきではありません。

最後に、私は住民投票を否定はしませんが、今回の議案は機を逸していると理解しております。しかも、仄聞するところ、昨日の夕方この条例の提出者が金井本庁舎を訪れ、再議を取り下げなければ市にとって不都合なことをマスコミにリークするという趣旨のことを執行部に対し、述べられたということですが、もしこれが事実だとすればとんでもないことであります。言い方はどうであれ、脅迫であります。おどしであります。このようなことは絶対に許してはなりません。表では住民投票とうたいながら裏ではおどしともとれる言動をとる、このようなことは私は議会議員として絶対に認めることはできません。

以上のことも含め、この議案に対して反対をいたします。議員各位に議会議員としての良識ある判断を求めまして反対討論とさせていただきます。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中川隆一君の反対討論は終わりました。

次に、中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） 日本共産党市議団を代表して賛成の討論を行います。私たちの立場は、22日に詳しく述べたとおりですが、改めて簡単に述べておきます。

住民投票は、これで建設の賛否を問うものではありません。とりあえず住民投票条例をつくって、みんなで決めるというものであります。前市政時代から私どもは、3.11以降離島防災は深刻で、防災機能の充実が必要だが、住民合意のない庁舎建設はあり得ないという立場であり、現時点で建設を推進するという立場にはありませんが、住民合意の手段、まちづくりの一つでもある住民投票条例に賛成するというもの

であります。庁舎の住民説明会でも圧倒的に、また圧倒的に存続を願う声が多かった温泉の住民説明会でもおおむね理解を得たというのが市の姿勢のようではありますが、どのような問題でも上から決めたから従えではなく、住民合意は最も重視をされなければならないものであります。庁舎の住民説明会では、建設が要らないという方の意見が多かったように思いますが、会場により賛否の強弱はありました。意見が分かれていたというのも事実であります。最も重要な住民合意を曖昧にして前に進めないのではないかとというのが立場であります。

庁舎建設問題は、三浦市政だけではなく、もともと前市政時代から住民合意を曖昧にしたことに発端があります。また、この問題を曖昧にして進むべきではありません。

最後に、住民説明会で建設は要らないという住民は、ただ単に建てるか建てないかというだけではなくて、分庁舎方式で支所や行政サービスセンターを一層充実させ、総合支所方式でやること、これが地域の発展にもつながるし、改修を進めてきた支所や行政サービスセンターを活用すべきだというものであります。これが佐渡市合併13年を経ての市民の声ではないでしょうか。現時点では、私どももこの立場です。詳しい具体的な中身は22日に述べたとおりであります。だからといって逆の反対の意見は聞かないということにはならないはずであります。今市民の暮らしと地域経済は極めて深刻です。この問題にきっぱりとけりをつけて、防災や福祉の地域拠点として地域の公共施設とともに地域活性化の方向で進めるべきである、そして住民の声を聞かずに新しいものは生まれぬ、このことを述べて賛成の討論といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中川直美君の賛成討論は終わりました。

次に、荒井眞理さんの反対討論を許します。

荒井眞理さん。

〔7番 荒井眞理君登壇〕

○7番（荒井眞理君） 無会派の荒井眞理です。再議にかけられました議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

この条例制定についての議案は22日の本会議で採決をとりましたが、賛成12名、反対8名で可決されたものに対し、市長の異議があり、付されたものです。現時点において、合併特例債期限内の本庁舎建設は不可能と判断されることから再議に付すということです。今回は、再議という耳なれない手続を踏んでいるわけですが、一般的には議会の議決に対して市長が再議を求めることはめったにない事態であると認識されています。市長の身勝手に再議に付けることは、市民感情としては許されない行為であります。

しかし、私は今回の再議に関しては、市長から市民に対して誠意を持って再議に付されたと受け入れております。なぜならば、佐渡市は合併特例債を使つての庁舎建設を2019年、すなわち平成31年3月31日期限内に今から間に合わせて工事を完了させる責任は負えないと判断されたことがはっきりしているからです。そして、本日連合審査会を行った結果、この市長の判断が現実的なものであるということが理解できました。

ここで、一言謝辞を述べておきますが、本日の連合審査会には参考人として条例制定請求代表者が議会の招致に応じておいでくださり、意見を述べてくださいました。市民が議会で意見を述べるということは大変責任が重く、緊張することでもあり、参考人を務めてくださったことを私は大変感謝しております。また、今後も佐渡市議会は市民に対して開かれた議会でありたいと願っております。

さて、その本日の連合審査会で、私は参考人の方が合併特例債の期限に間に合うと結論された理由を理解いたしました。この市庁舎建設を国土交通省が推奨するソフトにかけますと、標準工期17カ月で17カ月という計算が出される。そして、その17カ月という数字をもって島内外の建設業者や1級建築士に尋ねたところ、それは可能であると確認がとれたので、工事の前後に要する手続などの9カ月を加え、26カ月でできると確信されたというものでした。これは、佐渡市が示している工期より3カ月短いものです。では、この3カ月をなぜ佐渡市が加算しているのかということですが、佐渡市の説明はこうでした。これまで佐渡市が建設を行った建物の実績から、例えば3,000平方メートルの工事に対して18カ月かかり、今回の建物は6,000平方メートルである。そうであれば20カ月を要するであろうと。標準工期とされるものは、本土での条件で可能であるということでした。この佐渡市のさまざまな事情を加味するという判断は、どの市長であっても変わらないものと考えます。参考人は、ソフトから計算された数字をもとにしておられますが、この佐渡市の現実的な事情は考えに入れておられませんでした。いずれにせよ今後の工程を26カ月と見ても、住民投票を実施してからでは2019年、すなわち平成31年3月31日には間に合わないのが現実です。折しも2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されるに向け、資材も人材も集中する時期と重なっており、それ以前に東日本大震災の復興にも影響していると言われていた中、佐渡市の期待どおりの工程を踏んで工事が完了すると考えるのは危険なかけになります。なお、この危険なかけになるといふこときょう初めてわかったことではありません。住民投票のために署名集めをする際に、既に間に合わないことはわかっていたはずですが、それを承知で受任者たちが一体どのような説明をして市民の署名を集めたのかも大いに疑問であります。このように薄氷の上に置かれた住民投票の提案は、根底から間違っていたと私は思います。真の住民投票を佐渡市民が理解した上で行われる住民投票でなければ、今回の住民投票は実施するべきではないと考え、反対討論を終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で荒井真理さんの反対討論は終わりました。

次に、祝優雄君の賛成討論を許します。

祝優雄君。

〔19番 祝 優雄君登壇〕

○19番（祝 優雄君） 議案第169号に賛成の立場から討論を行います。

市民の声を受けとめることのできない政治と行政運営を市民は信頼をしません。住民投票の請求趣旨には、市民の声を反映することが佐渡の将来に禍根を残さない結果ですと結んでおります。全くそのとおりだと私も思います。

市長は、常々市民は株主だ、市民目線だ、市民の意見をよく聞き、広く意見を吸い上げるボトムアップ方式だ、風通しのよい行政運営だと言っておりますが、市長就任以来の強行姿勢に市民は落胆し、市民に寄り添う姿勢と全く正反対の行政運営が住民を直接行動に向かわせたのであります。全ての責任は、市長、あなたにあります。住民投票の運動を支えた多くの人から聞くのは、こんなはずではなかったとの言葉です。選挙戦であなたを支え、ハンカチを振り続けた多くの市民が直接請求に立ち上がったということです。市民の声を、株主の意思を正確に確認できるのは、投票結果を見る以外にはありません。市長が今求められているのは、市民に寄り添う姿勢であります。

また、住民投票の経費がもったいない、合併特例債は時間的に間に合わないとも言っておりますが、全

ての原因はあなた自身がつくったものです。子供のころ、うそをつくと言魔さんに舌を抜かれるぞとよく言われたものです。意図的には思いたくありませんが、住民説明会で合併特例債を活用しても市には一円も入ってこない、実質公債費比率の間違った説明は、佐渡市を夕張市と同列に並べ、危機意識を増幅させようとの意図があったのではと言う人もおります。あらぬ疑いを払拭するためにも、今年のうちに責任を持って訂正をすることを勧めます。

人権派を自認する議員、市民派を名乗る議員、正義を振りかざす市民派の切実な声を抹殺するとしたら、ここでも言魔さんの手を煩わせることになります。市民が市民の意思によって決めたい、決めてほしいと署名を求めた行動を否定することがあってはなりません。日ごろ二元代表制、市長も議会も市民に選ばれ、議会の意思を無視する行為は議会制民主主義に反すると主張している議員が市民の声に耳をかさないとしたら、そのことこそ民主主義を否定する行為と言わなければなりません。特に若い議員は市民の声を議会の場に、市民の思いを行政に反映させますと訴え、4月の選挙で市民の多くの支持を得てきたはずです。市民の声を否定する今回の市長の暴挙に賛成することは、二律背反のそしりを長く、重く背負い続けることを覚悟しなければなりません。皆さんの良識ある判断をお願いし、私の原案に対する賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で祝優雄君の賛成討論は終わりました。

次に、近藤和義君の賛成討論を許します。

近藤和義君。

〔18番 近藤和義君登壇〕

○18番（近藤和義君） 市長は、12月12日の本会議で議案第169号の住民投票条例に2点の反対意見を付しています。1点目、住民投票を実施しても合併特例債期間内での本庁舎建設は不可能である、2点目、住民投票を実施するには3,078万円の経費が必要であり、無駄な税金の支出になると述べています。

まず、1点目、市長は反対理由の説明の中で、建設工事期間は20カ月必要なので、合併特例債期間内での建設は不可能としています。しかし、市長の言う20カ月ではなく、標準工期の17カ月で施工し、合併特例債期間内での完工が十分できるとする実績豊富な業者が佐渡市指定業者を含めて実在をしています。また、市長の説明の中での臨時議会開催までの期間や各種検査の日数も調査をしてみましたら、2倍ぐらいの日数を計上して、それで間に合わないというふうに言っております。したがって、市長のこの反対理由は調査不足か、それとも意図的なものか判断をしかねますが、全く根拠のないものであることを断言します。

2点目、庁舎建設のために要したこれまでの実質的な支出は約9,100万円であります。これは、財務課の資料によります。市長の言う住民投票に要する費用3,078万円の約3倍です。今回建設を中止することこそが数倍もの市税の無駄遣いになることは明々白々の事実であります。したがって、今回の市長の再議請求は理由なき再議請求であり、当然取り下げるべきものであったと私は考えます。また、同じく反対理由の説明の中でできるだけ借金をふやさないようにしていますが、庁舎建設をしない場合でもその分の合併特例債を他に転用し、体育館の解体工事等に使うということでもありますので、これも実態のない見せかけの理由であります。そして、私がどうしても理解できないことは、最も市民の負担が多い建設先送りのC案を選択することにより、千載一遇の機会を逃して21億円もの交付税算入を捨ててしまうことであり

ます。これを人口減少対策や福祉政策等に活用すれば、極めて大きな成果を上げることが可能な金額であります。佐渡市は、4年前、平成24年10月から11月にかけて地区や年齢等を公平に抽出をした2,000人アンケートを実施し、結果、本庁建設賛成54.7%、反対が31.3%で賛成が反対の約1.8倍もの大差でありました。この結果を受けて市議会は特別委員会を設置し、議会議決を経ながら昨年度まで執行部と一丸となって、用地交渉等も含めて懸命に全力を尽くして本庁建設に向けて邁進をしてきました。特別委員会では、防災機能の強化と行政の効率化、そして庁舎の狭隘解消を目指して今は亡き加賀委員長のもと審議を重ねて、近い将来世界遺産の佐渡市のシンボルとなるすばらしい新庁舎の竣工を夢見てこの建設計画を精力的に進めてまいりました。ところが、三浦市長当選後のこの8カ月、市長本人が本会議で認めているように、市長の独裁的なトップダウンによりその全ての計画を中断し、今日に至っています。ここに来て合併特例債に間に合わないから住民投票に反対するなど、その全ての要因をつくった三浦市長の口から絶対に言われたくありません。庁舎建設に関しての住民投票事例は、全国に数多くあります。しかし、その中で市長による議会議決に対する拒否権を行使して再議に付した例は、私の調べた限り今回の佐渡市以外過去にその事例は全くありません。今回の条例は、本庁舎建設に賛成か、反対かを民主的に広く市民の意思を問うものであります。これを再議により封じようとする市長の意図は、私には到底理解できるものではありません。

以上の理由により、議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定についてその実施を強く切望し、賛成討論といたします。

〔傍聴者より拍手あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 静粛をお願いします。

以上で近藤和義君の賛成討論は終わりました。

議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定についての再議の件についての討論を終結いたします。

これより議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定についての再議の件について採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

ここで申し上げます。本件をさきの議決のとおり決定することについては、地方自治法第176条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。

ただいまの出席議員数は22名であります。その3分の2は15名であります。

本件をさきの議決のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの起立者は12名であります。所定数に達しません。

よって、本件はさきの議決のとおり決することは否決されました。

議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定についてはさきの議決のとおり決することが否決されましたので、廃案となりました。

---

○議長（岩崎隆寿君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

平成28年第9回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 2時36分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 祝 優 雄

署 名 議 員 金 田 淳 一